

令和6年5月13日

## 令和5年度 特定個人情報の取扱いに関する監査結果報告書

令和5年度特定個人情報の取扱いに関する監査結果は、次のとおりである。

### 1 監査目的

特定個人情報を取り扱う地方公共団体は、国の個人情報保護委員会が示す指針に基づき、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な安全管理の措置を講じることが求められている。

当該監査は、特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置の実施状況について客観的に調査し、必要な助言等を行うことにより、情報漏えい等の事故の未然防止を図ることを目的としたものである。

### 2 監査の対象部署及び事務

- (1) 生活福祉課 生活保護に関する事務
- (2) 子育て支援課 母子保健に関する事務
- (3) 保健予防課 予防接種に関する事務

### 3 監査期間

- (1) 予備調査 令和6年1月9日から令和6年2月1日まで
- (2) 監査実施 令和6年2月1日及び令和6年2月9日

### 4 監査体制

役割	所属及び役職	備考
監査責任者	副市長	-
監査実施者	デジタルイノベーション課 課長	-
監査実施者	デジタルイノベーション課 課長補佐	-
監査実施者	デジタルイノベーション課 システム係員	-
監査補助者	委託事業者	公認情報セキュリティ主任監査人

### 5 監査における基準

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- (2) 特定個人情報の取扱いに関するガイドライン（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- (3) 地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル（平成31年個人情報保護委員会通知）

### 6 監査手法

- (1) 国が示すチェックリストに基づくヒアリング
- (2) 文書（事務マニュアル等）や記録（廃棄記録等）の閲覧
- (3) 執務室内の現地調査

## 7 監査結果

個人情報保護委員会が示す特定個人情報の取扱いに係る監査項目について、各部署における特定個人情報の取扱い状況を調査した。監査項目数及び改善の余地がある課題の数については、表1のとおりである。

表1 監査項目数及び課題の件数

特定個人情報の管理段階	監査項目数	課題の件数		
		生活福祉課	子育て支援課	保健予防課
取得	2項目	0件	0件	0件
利用	3項目	0件	0件	0件
保存	2項目	0件	0件	1件
提供	3項目	0件	0件	0件
廃棄	3項目	0件	0件	0件
その他 (マニュアル等の整備)	1項目	0件	1件	0件
その他 (取扱区域の管理)	3項目	0件	1件	0件
その他 (教育研修)	2項目	0件	0件	0件
その他 (緊急時体制の整備)	1項目	0件	0件	0件
その他 (委託の管理)	3項目	0件	0件	0件
計	23項目	0件	2件	1件

## 8 総評

今年度の監査については、これまでに実施した部署と異なる部署を対象として実施し、概ね法令や個人情報保護委員会が定める指針どおり、特定個人情報の取扱いが実施されていることが確認できた。

直ちに情報漏えい等事故に直結するような重大な問題は確認されなかったが、より安全に特定個人情報を取扱うために、改善が求められる課題が確認された。

課題について、改善のために必要な助言を行った上、後日、改善の状況について調査したところ、すでに改善済み又は改善の見込みであることを確認できた。

また、令和6年度以降についても、すべての個人番号を利用する部署に対し定期的に当該監査を実施し、安全管理措置の実施を強化していくものとする。

以上